

事務連絡
令和3年2月15日

各業界等団体の長 殿

国土交通省不動産・建設経済局参事官

大臣告示に基づく賃貸住宅管理業登録制度（告示制度）の廃止について

本日、現行の「大臣告示に基づく賃貸住宅管理業登録制度（以下、「告示制度」という。）」を廃止する「賃貸住宅管理業者登録規程等を廃止する告示」（国土交通省告示第81号。以下、「廃止告示」という。）が公布され、告示制度は「賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律（令和2年法律第60号。以下、「法」という。）」の施行日（6月中旬予定）をもって廃止されることとなる。また、国土交通省における法に基づく登録受付体制への円滑な移行のため、廃止告示の施行に伴い、告示制度に基づく新規登録申請の受付を3月1日より停止することとする。さらに今回、告示制度の廃止に併せて、令和2年6月末までに告示制度に登録していた事業者に対し、本年6月中旬以降、法に基づく登録を受けるにあたっての特例措置を設けることとする。

貴団体におかれても、これらの趣旨・内容及び下記の事項について十分留意いただくとともに、貴団体加盟の業者に対する周知を行われたい。

記

1. 廃止告示の趣旨

本年6月中旬に予定している法の施行後は、賃貸住宅管理業者ができる限り円滑に法に基づく登録申請に着手することを可能とし、業務の継続性に支障をきたさない環境を整えることが重要であり、法施行に向け、電子申請受付システムの整備・運用など国土交通省地方整備局等における法に基づく登録受付体制の整備に、一定の準備期間が必要となる。そのため、法施行の3か月前（令和3年3月）までに、国土交通省において、告示制度に基づく新規登録業務を全て完了し、法に基づく登録受付の準備体制に移行しておく必要がある。

これらを踏まえ、別紙のとおり、廃止告示を公布した。

2. 告示制度に基づく新規登録申請の受付停止

令和3年3月1日より、告示制度に基づく新規登録申請の受付を停止する。なお、告示制

度における登録事業者の登録内容の「変更、更新」等の登録規程及び業務処理準則に係る規定については、本年6月中旬施行予定の法施行日まで従前通り取扱うこととする。

3. 告示制度に基づく登録事業者が法に基づく新規登録を受ける際の特例措置

法に基づく新規登録に際し、一定期間、告示制度に基づき適正な運用を行ってきた実績等を有する登録事業者に配慮することとし、法成立（令和2年6月末）までに告示制度に基づく登録を受けた事業者を対象に登録番号における更新回数を+1して登録を行うこととする。